

南区地域の力応援補助金概要

目的	南区内で地域の課題解決に取り組む団体を支援します
対象団体	①自治会町内会長ではない者を2名以上有する団体 ②南区内の自治会町内会と連携・協働して、新たに課題解決に取り組む団体 ③規則、会則等の定めがあり、それに基づいて意思決定がなされている団体 ④年度を超えて継続的な取り組みを行っている、または行おうとしている団体
補助対象経費	消耗品費、通信・印刷費、謝金、使用料、保険料、備品費、委託料、交通費、食糧費、手数料 ※交通費と食糧費は補助金額の1/10以内、備品費は1/2以内
補助金額(上限)	150,000円(1年目) / 100,000円(2年目) / 50,000円(3年目)
補助率(上限)	8割
補助期間	最大3年

スケジュール(予定)

申請書類をご提出いただいた後、南区地域の力応援補助金審査委員会(以下、審査会)で内容を確認し、区長が審査会の意見を参考に、交付に関する決定をします。

※申請団体には、審査会で事業の概要説明(プレゼンテーション)をしていただきます。

主な流れ	審査会	交付の可否・金額の決定	決定通知	中間ヒアリング	活動発表会	実績報告
時期	令和8年5月	令和8年5月下旬	令和8年6月	令和8年10月～11月	令和9年2月	令和9年3月～4月初旬
説明	提出された申請書類をもとに、申請団体・事業内容・補助対象経費について内容確認します。	審査会の意見を参考に、南区長が審査し、交付の可否・金額を決定します。	交付または不交付の決定通知を送付します。交付決定の場合はその後補助金を交付します。	活動状況等を報告していただきます。	活動状況や成果を発表していただきます。	実績報告書類を提出していただき、適正に事業が行われたことを報告していただきます。

※この補助金は、令和8年度予算案が横浜市区において議決されることを条件としています。

令和8年度

南区地域の力応援補助金

地域の課題解決にチャレンジする団体を支援します



相談
期間

令和8年
2月2日(月)～4月3日(金)

※申請にあたっては、必ずこの期間内に
一度ご相談ください。

申請
期間

令和8年
4月1日(水)～4月17日(金)

TEL

045-341-1239

E-mail

mn-chiikiryouku@city.yokohama.lg.jp

窓口

南区地域振興課地域力推進担当
(南区役所6階63番)



補助金の
ご案内はこちら
(webページ)



南区区連会承認第31号